

報道関係者 各位

令和7年2月20日
(照会先)
全国健康保険協会山形支部
企画総務グループ 安達・三澤
電話：023-629-7226

令和5年度協会けんぽ山形支部の健康づくりへの取組 (インセンティブ制度結果)が全国第1位に！

この度、全国健康保険協会（協会けんぽ）の令和7年度の健康保険料率が2月13日厚生労働大臣の認可を受け正式に決定いたしました。

山形支部の令和7年度の健康保険料率は、令和6年度より0.09%引き下げとなり9.75%となりました。

加入者の皆様の健康に関するお取組みに応じて保険料率を引き下げるインセンティブ制度を導入しておりますが、今回の料率の引下げには、令和5年度のインセンティブ制度の成績が全国総合第1位であったことが大きく影響しています。



令和5年度インセンティブ制度の山形支部の結果について

インセンティブ制度 指標	全国順位（前年度）
特定健診等の実施率	1位（2位）
特定保健指導の実施率	6位（23位）
特定保健指導該当者の減少率	25位（19位）
要治療者の医療機関受診率	15位（1位）
ジェネリック医薬品使用割合	1位（1位）
総得点	1位（2位）

課題

インセンティブ制度結果による効果

5つの指標に基づく「インセンティブ制度」の結果が全国第1位になったことは、保険料率の0.148%引き下げに働きましたが、これは、約13.5億円の報奨金（インセンティブ）を獲得したためであり、山形支部の被保険者と加入事業所が負担すべき健康保険料が約13.5億円削減されたことに他なりません。（なお、令和7年度の保険料総額は約890億円と想定されております。）

約13.5億円の健康保険料の削減は、山形支部の被保険者一人当たり年間約6,200円（※）の保険料負担軽減に繋がります。

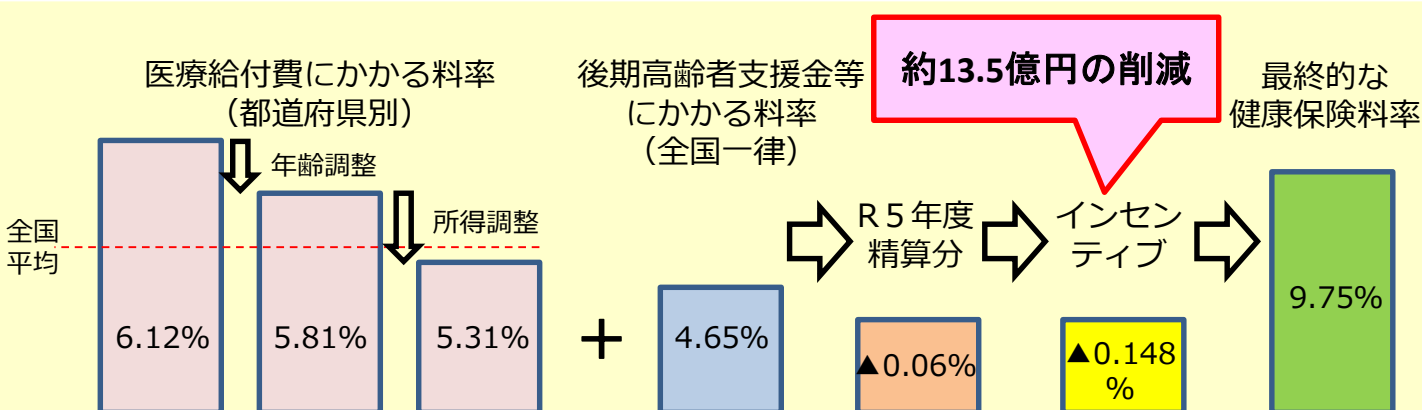
（※）標準報酬月額を全国平均の300,000円、賞与が年間標準報酬月額の2ヶ月分支給されているケースで算出

健康づくりに取り組まなければ、山形支部保険料率が高く設定される！

協会けんぽでは、都道府県ごとに必要となる医療費に基づき、年齢構成や所得水準の差などを調整したうえで、それぞれ健康保険料率を設定しております。

山形支部は、他県と比べて医療費が多くかかっており、健康保険料率設定のスタート時点では、支援金等にかかる料率と合わせると、全国平均よりも0.77%高い10.77%が設定されております。そこから、高齢化率が高いこと・所得が低いことを考慮して調整を行いますが、それでも全国平均程度にしかありません。

健診受診率などの5つの指標に基づく「インセンティブ制度」において、今年度のように上位15支部に入り、インセンティブを獲得しなければ、加入者・事業主の皆さまに納付いただく健康保険料の負担増は避けられない状況です。



これから求められる行動変容は？

山形支部の特徴としては、健診はしっかり受けているのに、その結果を受けての事後措置がまだまだなされていないという結果となっております。

今後、更なる高齢化が予測される山形県においては、高額医療が増大している社会背景も影響して、一人当たり医療費が年々増加する傾向は継続することが予測されております。このままでは、負担する健康保険料率も上昇していくことが避けられない状況です。

その状況を変えるためには、一人一人の行動変容が肝心です。

引き続き、健診を毎年しっかり受診し、その上で健診結果をしっかり把握して生活習慣の改善や医療機関の受診へと行動を起こすことが、県民の健康の維持・増進はもちろん、加入者・事業主の保険料負担の軽減にも繋がります。

そのためにも、事業所による「健康経営」への取り組みは、必須となっております。

健診受診率等の健康づくりへの取り組みによる「インセンティブ制度」結果が全国第1位となった、誇るべき結果を周知いただくとともに、課題となっている「健診受診後の行動変容」が必要な現状と、その改善には事業所による「健康経営」への取り組みが必須となっている現状について報道いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

インセンティブ制度の概要

- 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。
- 全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点（50～80）を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方

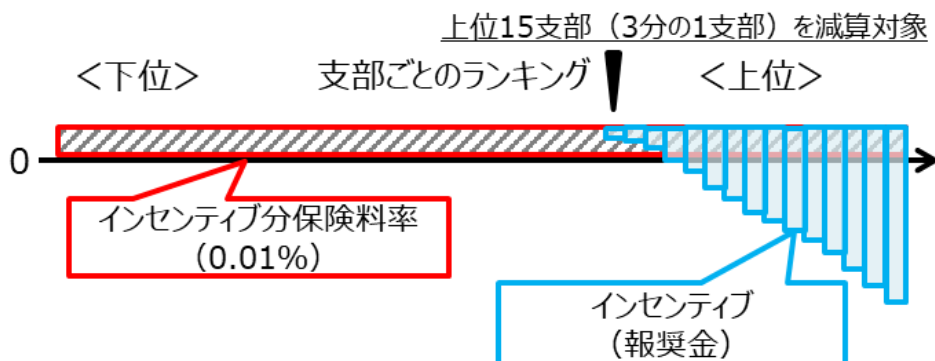
- 保険料率の算定にあたり、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ分保険料率として 0.01%（※）を盛り込んでいる。
（※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

インセンティブ制度の概要（続）

【①評価指標・②評価指標ごとの重み付け】

評価指標	配点
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】 実施率：50% 実施率の対前年度上昇幅：25% 実施件数の対前年度上昇率：25%	70
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】 実施率：50% 実施率の対前年度上昇幅：25% 実施件数の対前年度上昇率：25%	70
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】 減少率：100%	80
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】 受診率：50% 受診率の対前年度上昇幅：50%	50
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】 使用割合：50% 使用割合の対前年度上昇幅：50%	50
合計	320

【③支部ごとのインセンティブの効かせ方】



【協会けんぽ山形支部について（令和6年12月末時点）】

加入者数 358,293人
 （被保険者数 237,103人 被扶養者数 121,190人）
 事業所数 19,970事業所